

特定非営利活動法人  
ホッカイドウ・アニマル・ロー  
～ HOKKAIDOU ANIMAL LAW ～

定款

平成 29 年 4 月 13 日 作成  
平成 29 年 月 日 設立

# 特定非営利活動法人 ホッカイドウ・アニマル・ロー 定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 ホッカイドウ・アニマル・ローと称する。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を札幌市に置く。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 この法人は、家庭での動物愛護に関する意識高揚、適正飼育及び終末飼養に関する知識の普及、動物販売業者による適正販売の確立を中心として、動物愛護のための法的な支援事業を行い、飼主や販売業者の自己都合による安易な飼育放棄さらには殺処分を減らし、もって人間と動物が安心して共生できる社会の構築に寄与することを目的とする。

### (特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 環境の保全を図る活動
- (4) 経済活動の活性化を図る活動
- (5) 消費者の保護を図る活動
- (6) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- ① 動物の適正飼育、終末飼養に関する法的な知識の普及推進
- ② ペット関連事業者に対する適正販売手法の指南
- ③ 講座、講演会、研修会、イベントの企画及び開催
- ④ 動物愛護を目的とする活動を行う団体、企業に対する支援
- ⑤ 動物の販売、譲渡に関する法的な知識の普及推進
- ⑥ 当法人の基準を満たす人材等に対する独自の資格認定
- ⑦ 愛玩動物の火葬、埋葬、納骨に関する情報提供
- ⑧ ペット保険に関する情報提供
- ⑨ その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

### 第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、特定会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 特定会員 この法人の目的に賛同して主体的に活動に参加し、特定会員として登録を受けるについて総会で承認を得た正会員
- (2) 正会員 この法人が実施する資格認定を受けた者、認定動物看護士及びそれに相当する知識と見識を有し、この法人の目的に賛同した個人
- (3) 賛助会員 この法人の事業を賛助し、所定の登録を行なった個人及び団体

(入会)

第7条 特定会員となろうとする会員は、正会員である事及び総会での承認を得なければならない。但し、  
○は、当法人の活動内容及び目的に照らして入会を拒否するのが相当と思料される特段の事情がない限り、入会を認めなければならない。

2. 正会員及び賛助会員として入会しようとする者は、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとし、代表理事は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
3. 代表理事は、前項及び第1項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 1年以上継続して会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款及び法に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金の不返還)

第12条 この法人に対し、既に払い込まれた入会金、会費その他の拠出金は、返還しない。

## 第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上
  - (2) 監事 1人以上
2. 理事のうち、1人を代表理事、2人を副理事とする。

(選任等)

第14条 理事、監事及び代表理事は、総会において選任する。

- 2. 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 3. 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 代表理事及び副理事は、それぞれ単独でこの法人を代表する。

2. この法人の業務は、理事の過半数をもって決する。

3. 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
3. 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
4. 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならぬ。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、報酬を受けることができない。

2. 役員には、その職務を執行するために要した費用を求償することができる。

(職員等)

第20条 この法人には、事務局長その他職員を置くことができる。

2. 事務局長その他の職員は、代表理事が任命する。

## 第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、特定会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び清算人の選任
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 会員の資格の得喪に関する事項
- (7) 役員の選任又は解任、及び職務に関する事項
- (8) 入会金及び会費の額
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) 特定会員の入会の承認
- (11) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2. 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 各理事が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 特定会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第3項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、代表理事が招集する。

2. 代表理事は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
3. 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、代表理事若しくは副理事が指名した特定会員の中からこれにあたる。

(定足数)

第27条 総会は、特定会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

- 第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
2. 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した特定会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
  3. 理事又は特定会員が総会の目的である事項について提案した場合において、特定会員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があつたものとみなす。

(表決権等)

第29条 各特定会員の表決権は、平等とする。

2. やむを得ない理由のため総会に出席できない特定会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法によって表決し、又は他の特定会員を代理人として表決を委任することができる。
3. 前項の規定により表決した特定会員は、第27条、前条第2項、第30条第1項第2号及び第42条の適用については、総会に出席したものとみなす。
4. 議決すべき事項について特別の利害関係を有する特定会員は、その事項について議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 特定会員総数及び出席者数（書面又は電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 議長の選任に関する事項
- (4) 審議事項
- (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない

3. 前2項の規定に関わらず、第28条第3項によって決議があったものとみなされた場合は、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

## 第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第31条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 資産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第32条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第33条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(会計の原則)

第34条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第35条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

(事業年度)

第36条 この法人の事業年度は、毎年7月1日に始まり翌年6月30日に終了する。

(事業計画及び予算)

第37条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならぬ。

(暫定予算)

第38条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、予算成立までは前事業年度の予算に準じ執行することができる。

2. 前項の規定による執行は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。

(予算の追加及び更正)

第39条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第40条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2. 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第41条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第7章 定款の変更、解散及び合併

### (定款の変更)

第42条 この法人が定款を変更しようとするときは、特定会員の過半数が出席した総会において、出席した当該特定会員の三分の二以上に当たる多数をもって行わなければならない。

2. 前項の場合において、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならぬ。

### (解散)

第43条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
  - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
  - (3) 特定会員の欠亡
  - (4) 合併
  - (5) 破産手続開始の決定
  - (6) 法第43条による設立の認証の取消し
2. 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、特定会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
3. 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

### (清算人の選任)

第44条 この法人が解散（破産手続開始の決定による解散を除く。）するときは、総会において清算人を選任する。選任がされなかった場合は、理事が清算人となる。

### (残余財産の帰属)

第45条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会で議決した者に譲渡するものとする。

### (合併)

第46条 この法人が合併しようとするときは、総会において特定会員総数の4分の3以上の議決を経かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第8章 公告の方法

### (公告の方法)

第47条 この法人の公告は、この法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示するとともに、電子広告の方法により行う。

## 第9章 雜則

(施行細則)

第48条 この定款の施行について必要な細則は、総会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

### 附 則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2. この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表理事 丸山 達也

副理事 今井 真由美

副理事 古田 聖

監事 上田 健介

3. この法人の設立当初の特定会員は、次に掲げる者とする

今井 真由美 服部 剛幸

上田 健介 古田 聖

木村 昭仁 丸山 達也

塩崎 由花里 森本 賢一

成田 尚志 和泉 知美

4. この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成31年4月30日までとする。

5. この法人の設立当初の事業年度は、第36条の規定にかかわらず、成立の日から平成30年6月30日までとする。

6. この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第37条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

7. この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 特定会員

入会金 0円 月会費 500円 (1年間分 6,000円)

(2) 正会員

入会金 5,000円 月会費 500円 (1年間分 6,000円)

(3) 贊助会員

入会金 10,000円 月会費 10,000円 (1年間分 120,000円)